

鳥労発基 0626 第 2 号
平成 29 年 6 月 26 日

国・県の建設工事発注機関の長 殿

鳥取労働局長 印

建設業における労働災害防止対策の徹底について（緊急要請）

平素から労働行政の推進に御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、建設業における労働災害防止については、平成 25 年度を初年度とする第 12 次労働災害防止計画において、休業 4 日以上之死傷災害の 15% 減少を図ることを目標に各種の取り組みを推進しているところですが、当局管内で発生した建設業之死傷災害は、本年 5 月末現在で 45 人となり、前年同期の 18 人と比較して 27 人、150% の増加となっており、中でも墜落・転落災害は 23 人、前年同期に比べて 20 人の増加となっています。

また、本年 1 月、5 月に建設業で死亡災害が発生し、平成 27 年、28 年と続いた建設業の死亡災害ゼロも途切れるなど憂慮すべき事態となっています。

これら死傷災害の増加の背景には、安全な施工計画が策定されていないことや、現場での基本的な災害防止措置が実施されていないなどの要因が考えられ、現場全体の「安全に対する意識」や「安全管理能力」の低下が懸念されるところであり、当局としましては、建設工事現場への監督指導を強化することとしています。

つきましては、労働災害防止のため別紙対策の取り組みを徹底するよう関係各部署、関係事業者等に周知していただきますよう要請致します。

元方事業者、施工事業者が実施すべき事項

経営トップまたは事業場トップの職場パトロール等を実施し、労働災害防止の徹底について労働者に呼び掛けること。

元方事業者による安全衛生管理と関係請負人に対する指導を徹底すること。

小規模な工事現場においても安全な作業計画を策定し、労働者へ周知するとともに、管理者が履行状況を確認すること。

朝礼時等、全労働者の集まる機会をとらえ労働災害が増加していることの周知・徹底を図ること。

安全衛生管理体制の整備、見直しを図り、職場巡視、危険予知、ヒヤリハット対策等の日常的な安全活動の充実・活性化を図ること。

危険性又は有害性の特定、リスクの見積もり、リスク低減措置の検討等、リスクアセスメント等の実施を徹底すること。

なお、厚生労働省が作成している「職場のあんぜんサイト」に、建設業の作業別のリスクアセスメントの実施支援システム（http://anzeninfo.mhlw.go.jp/risk/kensetu_index.html）が掲載されているので、積極的に活用すること。

足場からの墜落防止措置や手すり先行工法等「より安全な措置」を実施すること。

足場の設置が困難な状況にあるときは、安全帯の使用の徹底を図るとともに高所作業中の墜落・転落防止措置、飛来・落下防止措置の徹底を図ること。

クレーン、移動式クレーン、車両系建設機械等（以下「建設機械等」という。）の検査、点検整備及び安全な作業方法の徹底を図ること。

労働者と建設機械等との接触防止を図るために、誘導員を配置すること。

作業マニュアルの見直し等を行い安全作業の徹底を図ること。

「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を推進し、熱中症予防対策の徹底を図ること。

職長、安全衛生責任者及び労働者に対する安全教育の徹底を図ること。

危険作業従事者に対する安全教育の実施や能力向上教育の実施を行うこと。

鳥労発基 0626 第 1 号
平成 29 年 6 月 26 日

労働災害防止団体の長 殿

鳥 取 労 働 局 長 印

建設業における労働災害防止対策の徹底について（緊急要請）

平素から労働基準行政の推進に御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、建設業における労働災害防止については、平成 25 年度を初年度とする第 12 次労働災害防止計画において、休業 4 日以上之死傷災害の 15% 減少を図ることを目標に各種の取り組みを推進しているところですが、当局管内で発生した建設業之死傷災害は、本年 5 月末現在で 45 人に上り、前年同期の 18 人と比較して 27 人、150% の増加となっており、中でも墜落・転落災害は、23 人に及び、前年同期に比べて 20 人の増加となっています。また、本年 1 月、5 月に死亡災害が発生し、平成 27 年、28 年と続いた建設業の死亡災害ゼロも途切れるなど憂慮すべき事態となっています。

これら死傷災害の増加の背景には、安全な施工計画が策定されていないことや、現場での基本的な災害防止措置が実施されていないなどの要因が考えられ、現場全体の「安全に対する意識」や「安全管理能力」の低下が懸念されるところであり、当局としましては、建設工事現場への監督指導を強化することとしています。

つきましては、労働災害防止のため別紙対策の取り組みを徹底するよう傘下会員に周知していただきますよう要請致します。

なお、貴団体におかれましても、労働災害防止のための活動に積極的に取り組んでいただくよう併せて要請致します。

元方事業者、施工事業者が実施すべき事項

経営トップまたは事業場トップの職場パトロール等を実施し、労働災害防止の徹底について労働者に呼び掛けること。

元方事業者による安全衛生管理と関係請負人に対する指導を徹底すること。

小規模な工事現場においても安全な作業計画を策定し、労働者へ周知するとともに、管理者が履行状況を確認すること。

朝礼時等、全労働者の集まる機会をとらえ労働災害が増加していることの周知・徹底を図ること。

安全衛生管理体制の整備、見直しを図り、職場巡視、危険予知、ヒヤリハット対策等の日常的な安全活動の充実・活性化を図ること。

危険性又は有害性の特定、リスクの見積もり、リスク低減措置の検討等、リスクアセスメント等の実施を徹底すること。

なお、厚生労働省が作成している「職場のあんぜんサイト」に、建設業の作業別のリスクアセスメントの実施支援システム（http://anzeninfo.mhlw.go.jp/risk/kensetu_index.html）が掲載されているので、積極的に活用すること。

足場からの墜落防止措置や手すり先行工法等「より安全な措置」を実施すること。

足場の設置が困難な状況にあるときは、安全帯の使用の徹底を図るとともに高所作業中の墜落・転落防止措置、飛来・落下防止措置の徹底を図ること。

クレーン、移動式クレーン、車両系建設機械等（以下「建設機械等」という。）の検査、点検整備及び安全な作業方法の徹底を図ること。

労働者と建設機械等との接触防止を図るために、誘導員を配置すること。

作業マニュアルの見直し等を行い安全作業の徹底を図ること。

「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を推進し、熱中症予防対策の徹底を図ること。

職長、安全衛生責任者及び労働者に対する安全教育の徹底を図ること。

危険作業従事者に対する安全教育の実施や能力向上教育の実施を行うこと。